

令和5年度 徳島県内部統制評価報告書

徳島県知事は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

徳島県知事は、内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「徳島県内部統制に関する方針」を策定し、当該方針に則って、「財務に関する事務」に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

内部統制は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることにより、リスクを一定の水準以下に抑え、事務の適正な執行を確保するものです。

2 評価手続

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」を踏まえ、「財務に関する事務」について、内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

評価手続に則って、評価を実施した結果、「財務に関する事務」に係る内部統制は、「評価基準日において有効に整備」及び「評価対象期間において有効に運用」されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

5 付記事項

(1) 過年度の自動車税種別割の課税誤り

税務課において、令和元年度の徳島県税条例の改正後、自動車税種別割の一部について課税額が過大となっていた事案を令和5年度に把握しました。これは、税率の適用誤りがあったため、条例と異なる額を課税していた「整備上の重大な不備」に該当すると判断しました。

当該不備の把握後、速やかに条例改正により規定を整え、評価対象期間中に適切な状況を回復しております。今後は、徹底した確認作業、組織的なチェック体制の強化に努め、再発防止に取り組んで参ります。

6 その他

(1) 制度導入前の不適正な事務処理

観光政策課において、制度導入前の平成29年度から令和元年度まで、業務委託に関する契約事務手続を行わないまま委託事業者に業務を実施させ、経費の一部を別の事業に含めて支払うなどの、職員の非行に起因する事案が令和5年度に発覚しました。

その後、対象職員への処分や不適切な経費の返還請求を行うとともに、各所属における適正な業務執行体制の確立に向けた、事務の点検・見直しや、コンプライアンス向上のための研修を改めて実施いたしました。

令和6年8月16日 徳島県知事 後藤田 正純

徳監第2027号

令和6年9月5日

徳島県知事 後藤田 正 純 殿

徳島県監査委員	鹿	山	公	弘
同	大	西	康	生
同	福	山	正	啓
同	眞	貝	浩	司
同	古	野		司

令和5年度徳島県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法150条第5項の規定に基づき審査に付された令和5年度徳島県内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和５年度 徳島県内部統制評価報告書審査意見書

1 監査等の種類

内部統制評価報告書審査

2 審査の対象

令和５年度徳島県内部統制評価報告書

3 審査の着眼点

監査委員による令和５年度徳島県内部統制評価報告書の審査は、徳島県知事が作成した内部統制評価報告書について、徳島県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。

4 審査の実施内容

令和５年度徳島県内部統制評価報告書について、徳島県知事から報告を受け、「徳島県監査基準」（令和２年３月６日徳島県監査委員告示第１号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成３１年３月総務省公表）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」を踏まえ、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果及び意見

令和５年度徳島県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

一方、令和６年度の定期監査において、過年度と同様の事務処理の誤りが依然として認められる。

今後とも、内部統制の基本的要素に係る全庁的な取組を進めるとともに、リスク評価シートを活用した業務レベルのリスク対応策を効果的に機能させることで、制度を有効に整備・運用し、リスク発現の防止・抑制と、さらなる業務の効率化に努められたい。

6 その他

今回提出された報告書では、内部統制制度導入前になされた不適正な事務処理に関して、発生原因の分析、措置状況等の報告がなされた。

引き続き、各所属における事務の点検・見直しや組織的なチェック体制の強化に努めるとともに、内部統制が機能を発揮し、再発防止が徹底されることを望む。